

市第41号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西区福祉保健活動拠点	西区高島二丁目 7番1号	社会福祉法人横浜市西区社会 福祉協議会 会長 米岡 美智枝	令和4年4月1日か ら令和9年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

（第7項から第11項まで省略）